

災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書

災害時に必要となる飲料水及び清涼飲料水（以下「飲料水等」という。）の供給協力に関し、多摩市（以下「甲」という。）と株式会社八洋（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により多摩市内で大規模な災害が発生した場合に、多摩市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、多摩市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等が必要であるときは、乙に対し飲料水等の供給協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し飲料水等の供給協力を依頼する場合は、飲料水等供給協力依頼書（第1号様式）により乙の多摩営業所の所長に対し品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日飲料水等供給協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの飲料水等の協力依頼に対し、乙の多摩営業所の在庫量の範囲内で、甲の指定する場所へ飲料水等を納入するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、乙の納入した飲料水等の代金を負担するものとする。この場合の飲料水等の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、飲料水等の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による飲料水等の代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（災害補償）

第5条 甲は、第2条第3項に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成19年6月1日から平成20年5月31日までとす

る。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年 6月 1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
東京都多摩市
代表者 市長 渡 辺 幸 子

乙 東京都新宿区東五軒町2-18
株式会社八洋
代表者 代表取締役社長 後 藤 伯 彦

第1号様式（第2条関係）

多 第 号
平成 年 月 日

株式会社八洋
多摩営業所長 殿

多摩市長

飲料水等供給協力依頼書

「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

	品 目 名	数 量
納入品目・数量		
納入日時	平成 年 月 日 時	
納入場所		
その他		

※連絡先 部 課 担当 電話